

誘導施策

◇都市機能誘導に関する施策

- ① 「小鹿野町の顔」である小鹿野地域市街地における都市機能の維持やにぎわいの創出
- ② 小鹿野地域市街地に立地する施設のバリアフリー化の推進
- ③ 民間主体による誘導施設等への支援、税制上の優遇
- ④ 地域商社を核とした地域経済の活性化
- ⑤ 都市機能誘導区域内の空き店舗の活用促進に係る支援 等

◇居住誘導に関する施策

- ① 住宅用地の整備推進
- ② 居住誘導区域内での空き家の活用促進に対する支援
- ③ 子育てしやすい環境の整備
- ④ 居住誘導区域等での住宅建築に対する支援
- ⑤ 町営住宅の整備及び長寿命化
- ⑥ 障害者等のための住宅環境の支援
- ⑦ 新規就農者を中心とした移住・定住の促進 等

※誘導施策の詳細は第7章(計画書本編 P149~170)をご覧ください。

◇産業に関する施策

- ① 継続的な企業立地の促進
- ② 空き施設等を活用した企業誘致の推進
- ③ 地場産業としての地元商工鉦業の維持
- ④ 地域内における再生可能エネルギーの導入・活用の検討
- ⑤ 働ける場、交流の場の継続的な活用 等

◇観光に関する施策

- ① 歴史的・文化的資源を活用した来訪促進のための取組
- ② 文化・交流施設の施設管理
- ③ 自然環境、歴史・文化財等の保全と活用 等






◇公共交通ネットワークに関する施策

- ① 町営バスの運行の最適化
- ② 地域公共交通ネットワークの確保
- ③ 障害者等の日常の移動手段の確保 等

届出制度

誘導区域内において、次の行為を行おうとする場合は、原則として、行為に着手する**30日前まで**に町へ届出を提出することが必要となります。

◇居住誘導区域外での一定規模の住宅の開発行為や建築行為等

開発行為	①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	(例)400m ² 1戸の開発行為	
	②1戸又は2戸の住宅を建築目的の開発行為で、その規模が1,000m ² 以上のもの	(例)1,200m ² 1戸の開発行為	
		(例)3戸の開発行為	
建築行為等	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合	(例)1戸の建築行為等	
	②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	(例)3戸の建築行為等	

※1棟の共同住宅でも3戸以上ある場合は**届出が必要**です。

◇都市機能誘導区域外での誘導施設の開発行為や開発行為以外

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
開発行為以外	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

◇都市機能誘導区域内での誘導施設の休止又は廃止

休止・廃止	都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止する場合
-------	---------------------------

小鹿野町立地適正化計画 概要版 令和8(2026)年3月発行

小鹿野町 建設課

住所:〒368-0192 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地 電話:0494-75-5062

小鹿野町立地適正化計画 【概要版】

立地適正化計画の概要

計画策定の背景・目的

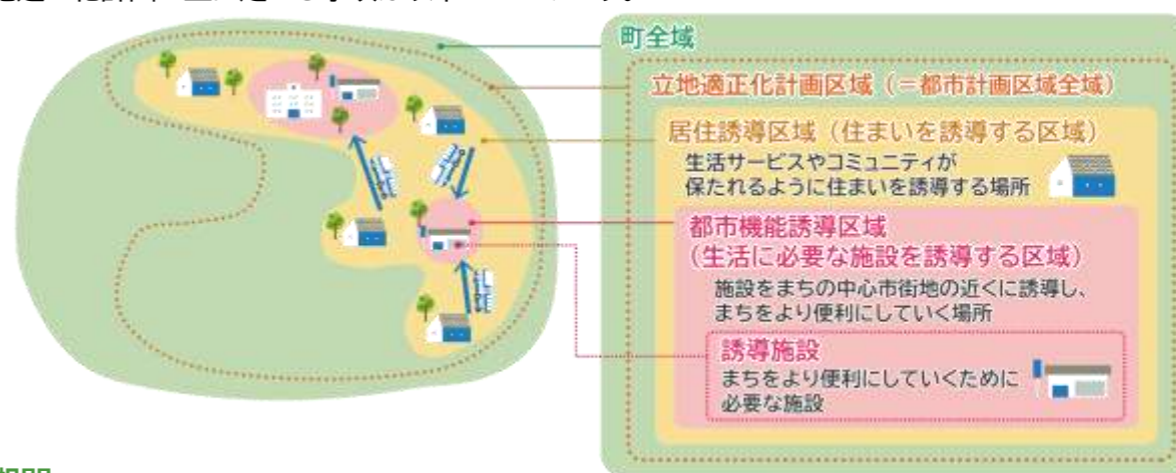
人口が減少する中でも、各種の都市機能を中心的な拠点等に誘導しつつ、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導して、生活サービスへのアクセスを確保するといった「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方が有効とされています。

全国的な傾向と同様に、本町においても人口減少や少子高齢化が進行しており、将来消滅する可能性がある自治体(消滅可能性自治体)として指摘されています。

このような状況を踏まえ、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えによる利便性が高い持続可能なまちづくりを進めていくため、町独自の取組方針や施策等をまとめた「小鹿野町立地適正化計画」を策定します。

立地適正化計画の記載事項

立地適正化計画で主に定める事項は以下のとおりです。



計画期間

令和8(2026)年度から令和27(2045)年度まで

将来的なまちづくりの方向性

《 小鹿野町の地域ビジョン 》

小鹿野町の“ひと・まち・資源”を守り・育て、生活する・働く・訪れる人が幸せを感じられるまち



《 まちづくりの方針(ターゲット) 》

方針1.「生活しやすい空間」の形成
～住民の生活が快適で安全となるために～

方針2.「働きやすい場」の形成
～ライフスタイルにあった働き方ができるために～

方針3.「訪れたい空間」の形成
～歴史と自然を活かした観光・交流の活性化のために～

方針4.「移動しやすい環境」の形成
～持続可能な地域公共交通の実現のために～

本計画で定める誘導区域・誘導施設

観光促進区域（法令に基づかない区域）

両神地域中心地において、下記施設を準誘導施設に位置付けながら、観光の中心的な役割を担う区域を形成し、にぎわいや活気の創出を図ります。

《準誘導施設》（法に基づかない施設）

- 行政機能：町役場両神振興会館
- 商業機能：農林産物直売所
- 金融機能：郵便局
- 文化機能：公民館、図書館、多目的活動スペース
- 観光機能：観光施設

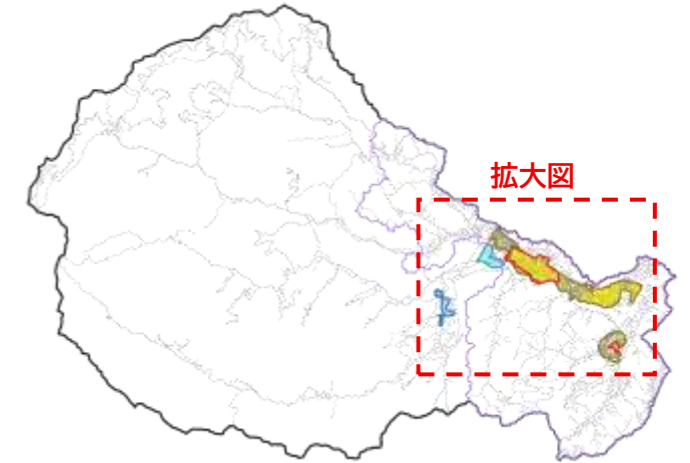
都市機能誘導区域 小鹿野地域市街地

下記施設を誘導施設に位置付け、中心市街地として利便性が高い区域を形成し、にぎわいの創出を図ります。

《誘導施設》

- 行政機能：町役場
- 高齢者福祉機能：地域包括支援センター
- 医療機能：保健福祉センター、病院
- 子育て機能：子育て支援センター、保育所、認定こども園、学童保育室
- 教育機能：小学校、中学校、高等学校
- 商業機能：スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター
- 金融機能：銀行、信用組合、JA、郵便局
- 文化機能：公民館、図書館
- 観光機能：観光施設

《全体図》



都市機能誘導区域 旧長若中学校周辺

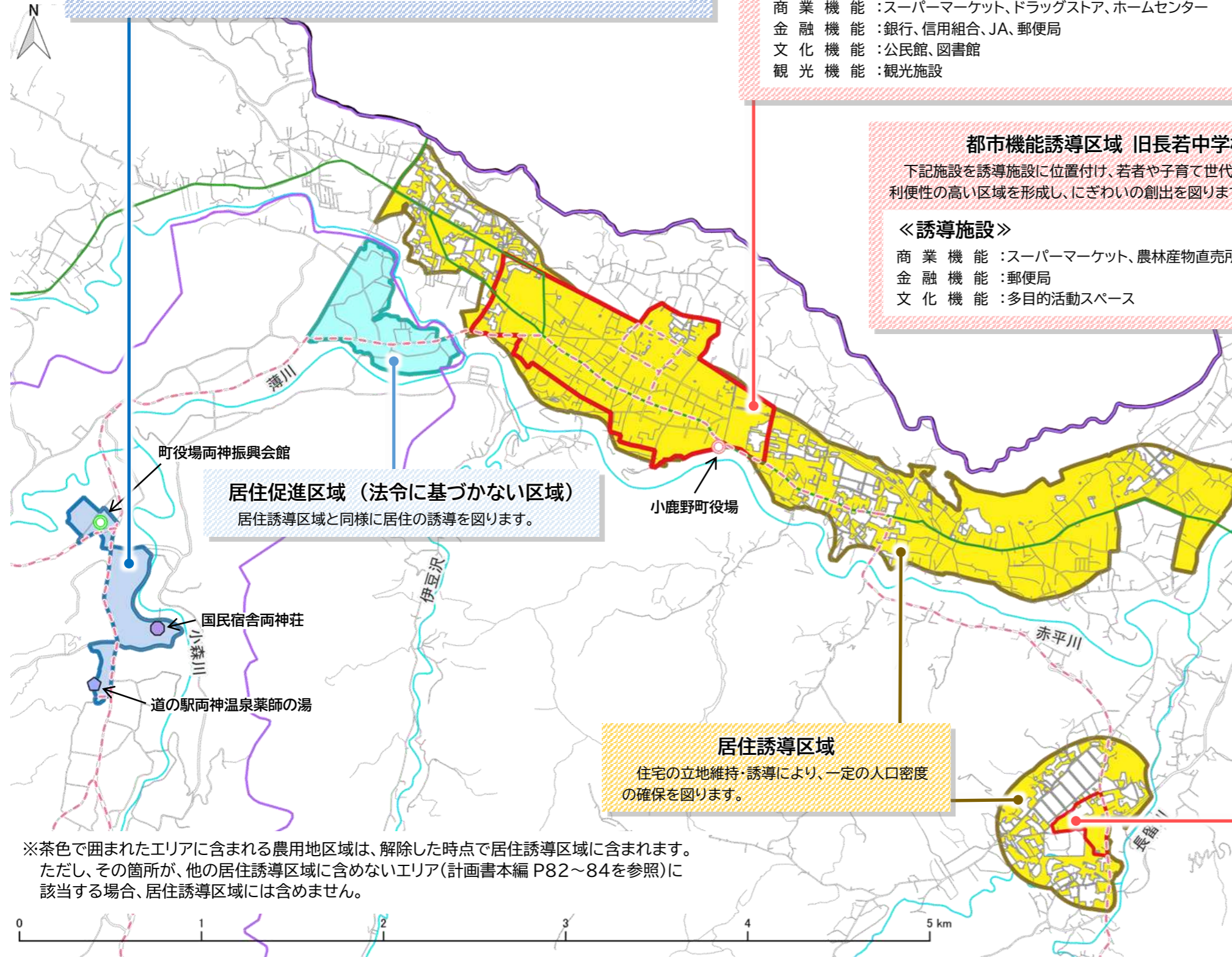
下記施設を誘導施設に位置付け、若者や子育て世代の定住が見込まれる利便性の高い区域を形成し、にぎわいの創出を図ります。

《誘導施設》

- 商業機能：スーパーマーケット、農林産物直売所
- 金融機能：郵便局
- 文化機能：多目的活動スペース

凡例

- <区域>
- 行政区域
 - 都市計画区域
 - 都市機能誘導区域
 - 居住誘導区域
 - 観光促進区域
 - 居住促進区域
 - 町営バス路線
 - 民間バス路線



居住促進区域（法令に基づかない区域）

居住誘導区域と同様に居住の誘導を図ります。

居住誘導区域

住宅の立地維持・誘導により、一定の人口密度の確保を図ります。

※茶色で囲まれたエリアに含まれる農用地区域は、解除した時点で居住誘導区域に含まれます。ただし、その箇所が、他の居住誘導区域に含めないエリア(計画書本編 P82～84を参照)に該当する場合、居住誘導区域には含めません。

防災指針

取組方針の整理

土砂災害 ⇒リスクの回避

- 土砂災害特別警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 地すべり防止区域
- 土砂災害ハザードマップの周知による情報提供
- 地すべりや山腹崩壊防止等の治山事業の推進
- 森林環境譲与税を活用した森林管理や森林管理道の整備
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物の所有者に対する移転等の勧告や融資・資金の確保の措置 等

洪水 ⇒リスクの回避

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食)
- 災害リスクの周知や地域防災力の強化
- 河川改修の促進 等

土砂災害 ⇒リスクの低減

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害ハザードマップの周知による情報提供
- 警戒避難体制の強化 等

洪水 ⇒リスクの低減

- 洪水浸水想定区域(想定最大規模)
- 避難所・避難路等の整備
- 浸水対策の推進 等